

令和 3 年 8 月 20 日	
所 属	災害対策課
所属長	森本 仁信
電 話	06-6489-6165

## 災害時の防災協定を新たに 2 者と締結します

尼崎市では、平成 30 年の台風第 21 号による停電被害や近年頻発する風水害の発生をふまえ、市民の生活再建にかかる災害時の連携協定と災害時の停電対策に関する協定を次のとおり締結します。

### 1 協定締結式

- (1) 日 時 8月26日(木) ①16時 30 分～17 時 ②17 時～17 時 30 分
- (2) 場 所 尼崎市役所 南館2階 市長室
- (3) 協定締結先
  - ①兵庫県弁護士会
  - ②株式会社関電パワーテック

### 2 協定内容

- (1) 兵庫県弁護士会との「災害時等における連携協力に関する協定」

近年、各地で災害による甚大な被害が発生し、借家の被害に伴う修繕や災害後の住宅ローンの支払いなど、発災後における住民の生活再建が課題となっており、本市においても、災害時にスムーズに市民の生活再建にかかる支援や各種手続きを実施する必要があります。

そこで、災害等が発生した場合に、兵庫県弁護士会より、避難所や公共施設等において、市民の生活再建にかかる法律相談等を実施いただくもので、迅速に相談窓口を開設することで、市民生活の迅速かつ円滑な復旧を目指していきます。

兵庫県内 初締結！



兵庫県弁護士会  
イメージキャラクター  
ヒマリオン



尼崎市  
シティプロモーションマスコット  
あまっこ

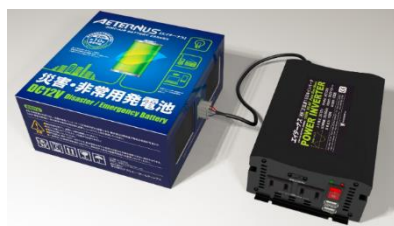
- (2) 株式会社関電パワーテックとの「災害発生時等の空気発電池等の供給に関する協定」

平成 30 年の台風第 21 号による大規模な停電被害を教訓に、長期にわたる停電発生時、継続的に電源供給を行い、市民の情報取得手段等を確保する必要があります。

そこで、株式会社関電パワーテックより、「空気発電池」の供給を受け、応急的に市民への電源供給を行うものです。

「空気発電池」・・・空気にふれることで発電可能な空気亜鉛(一次)電池です。一酸化炭素などの有害物質を出さず、ノートパソコンやテレビなどの 100V 家電を作動させる大容量の発電能力が特長です。

全国 初締結！



空気発電池

ノートパソコン(36Wh)なら  
15 時間の充電・使用  
LEDライト(4Wh)なら  
1日 8 時間使用の場合、  
2 週間以上連続点灯が可能です。

### 3 協定書

別紙のとおり

# 災害時等における連携協力に関する協定書

令和3年8月26日

甲 尼崎市東七松町1丁目23番1号  
尼崎市  
尼崎市長 稲村和美

乙 神戸市中央区橋通1-4-3  
兵庫県弁護士会  
会長 津久井進

尼崎市（以下「甲」という。）と兵庫県弁護士会（以下「乙」という。）は、尼崎市内に暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発、感染症のまん延、有害物質の大量放出等の災害又は事故（以下「災害等」という。）が発生した場合における連携協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、尼崎市内で災害等が発生した場合において、一人ひとりの被災者に対する迅速な生活再建の支援を図り、もって被災地域の円滑な復旧復興を実現するために甲及び乙が連携協力することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項の実施のために連携協力する。

- (1) 被災者に対する弁護士による相談
- (2) 被災者の生活再建、被災地域の復旧復興その他被災者に有益な情報の提供
- (3) 前各号に掲げるもののほか、被災者の支援に必要な事項

（連絡責任者）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく連携協力に関する連絡責任者を選定し、相互に通知するものとし、変更があった場合も同様とする。

（相談業務従事者の派遣要請）

第4条 甲が乙に対し、災害等が発生した際、相談の実施を要請したときは、乙は、速やかにこれを応諾し、相談業務従事者（以下「従事者」という。）を選定し、必要事項を甲に報告するとともに、甲が指定する場所に該当従事者を派遣するものとする。

（相談その他の活動内容）

第5条 相談の内容については、災害等に起因して法的知見を要する事項全般を助言の範囲とし、その他の被災者の生活再建等の支援のための活動については、甲乙が別途協議する。

（相談等の実施方法）

第6条 乙が、第5条に規定する業務を実施するに際し、相談の場所・時間等の方法については、甲乙が別途協議の上、定めるとともに、甲は、その広報及び相談場所の提供に協力するものとする。

る。

(連絡調整及び情報提供)

第7条 乙が、第5条に規定する業務を実施するに際し、関係機関との連絡調整が必要となった場合、甲乙協議の上、分担するものとする。

2 乙が、第5条に規定する業務を実施するに際し、行政機関等が実施する被災者に対する支援情報等が必要となった場合、甲乙協議の上、甲は、これを乙に提供するものとする。

(報告)

第8条 乙は、第5条に規定する業務を実施した場合は、甲の定める期限までに報告を行うものとする。

(平常時からの連携)

第9条 甲及び乙は、災害時における被災者の生活再建等の支援のための活動を充実させることを目的として、平常時から、情報交換や研鑽、模擬訓練、講演を実施するなど、相互に連携強化に努めるものとする。

(相談料)

第10条 従事者は、相談者からは相談料を受領しない。ただし、日本司法支援センターの法律相談援助等の公的な支援制度を利用することを妨げない。

(日当等)

第11条 第5条及び第9条に基づく活動に関する甲の乙又は従事者に対する日当、費用等の支給の有無及び金額については、他の公的援助制度の有無も踏まえ、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(乙独自の相談活動への協力)

第12条 乙が、災害等の状況に照らし、第4条に定める甲からの要請を受けずに相談業務等を実施する場合であっても、甲は、乙と協議のうえ、可能な限り、第6条及び第7条第2項に定める協力をするものとする。

2 前項に基づき乙が相談業務等を実施した場合であって、後に、甲からの要請があった場合、乙が相談業務等を実施した当初から甲からの要請があったものとみなす。

(車両の通行)

第13条 甲は、乙が第4条(第12条2項により事後に甲から要請があった場合を含む。)に基づき従事者の派遣に供する車両について、必要があるときは、これを緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。

(協定の期間)

第14条 この協定の期間は、協定締結の日から2024年3月31日までとし、その後期間満了の日から1ヶ月前までに甲乙から何らの申し出のないときは、さらに3年間延長し、以後はこの例によるものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

上記協定の締結の証として本書2通を作成し、双方署名の上各1通を保有する。

以 上

# 災害発生時等における空気発電池等の供給に関する協定書

令和3年8月26日

甲 尼崎市東七松町1丁目23番1号  
尼崎市  
尼崎市長 稲村和美

乙 大阪府中央区備後町3丁目6番2号  
株式会社関電パワーテック  
取締役社長 中島宏

尼崎市（以下「甲」という。）と株式会社関電パワーテック（以下「乙」という。）は、尼崎市域内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、もしくは尼崎市域外において災害が発生しこれを甲が支援する場合（以下「災害発生時等」という。）における空気式発電池その他防災に必要な物資（以下「空気発電池等」という。）の供給について、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、災害発生時等における空気発電池等の供給について必要な事項を定めることを目的とする。

## （用語の定義）

第2条 この協定において、災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

## （空気発電池等の供給等）

第3条 甲は、災害発生時等において、空気発電池等を必要とするときは、乙に対し、物資供給要請書（1号様式）により、乙の保有する空気発電池等の供給を要請するものとする。ただし、緊急のため物資供給要請書による要請のいとまのない場合は、口頭等による要請を行うことができる。

2 甲は、前項ただし書の規定による要請を行ったときは、その後速やかに、物資供給要請書を乙に提出するものとする。

3 乙は、第1項の規定による要請があったときは、甲に対し、物資供給要請書の内容に基づき、空気発電池等を供給するものとする。ただし、乙が災害による被害を受けた場合または仕入先から優先供給を受けられない場合など空気発電池等の供給が困難であると認められるときは、この限りではない。

4 空気発電池等の運搬の方法及び引取場所は、甲乙協議の上定めるものとし、甲は、当該引取場所において乙の提出する出荷確認書（第2号様式）により確認のうえ、空気発電池等を引き取るものとする。

5 災害支援時等における物資供給においては、乙は甲が指定する日時および場所に直接供給することがある。その場合の運搬の方法及び引取場所は、甲乙協議の上定めるものとする。

(物資の範囲)

第4条 甲が乙に供給の要請を行うことのできる物資等は、次のとおりとする。

- (1) 空気発電機等
- (2) その他甲が指定する物資

(費用負担等)

第5条 乙が供給した空気発電機等の費用及び当該空気発電機等の運搬に要した費用（以下「本件費用」という。）は、甲が負担するものとする。

- 2 本件費用は、災害発生時等の直前における適正な価格を基準として甲乙協議のうえ決定する。
- 3 甲は、乙からの適法な請求があった日から30日以内に、本件費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平常時から情報交換を行い、災害発生時等に備えるものとする。

- 2 甲及び乙は、担当者に変更があった場合は速やかに報告しなければならない。

(協議事項)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、協定成立の日からその効力を有するものとし、甲及び乙が、書面によりこの協定の解除の合意をしない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙署名の上、各1通を保有する。

以 上